

中央区立銀座中学校いじめ防止基本方針

平成27年3月17日 校長決定

令和7年4月1日 一部改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。全教職員が、いじめは絶対に許さない姿勢で、きめ細かく対応することが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することにつながる。

そのため、教育活動全般において生命や人権を大切にする教育を計画的に実践すること、教職員が、生徒一人ひとりをかけがえのない存在であることをしっかりと認識することが最も重要である。

本校は、「自ら考え進んで学ぶ人になろう」「情操を高め心豊かな人になろう」「心身をきたえたくましい人になろう」という学校の教育目標を掲げて教育活動を推進している。すべての活動において、よく考えること、心を鍛え人権感覚を磨くこと、自他を大切にすることに繋がるものである。この理念に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 中央区立銀座中学校いじめ防止基本方針策定の目的

学校において、いじめの問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

銀座中学校いじめ防止基本方針は、学校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 日常の授業や行事等及び生徒会等の組織を生かし、生徒が自主的に行う諸活動を推進し、生徒の集団力を高めることで、いじめは人間として許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- (2) 教育活動全般を通して、生徒の自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。
- (3) 関係機関との連携を図り、いじめに関わる講演会等の組織実施し、啓発を図る。
- (4) 人権教育に関わる指導を道徳や学級活動で計画的に実施するとともに、必要に応じて迅速に学年集会等でいじめの防止についての共通理解を図る。

第2 いじめ防止等の取組

1 「銀座中学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を設置する。委員会は、定期的に開催し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、いじめを未然に防止するための対策を推進する。また、いじめへの早期対応を迅速・適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成

命と心の授業や道徳をはじめ、人権教育・道徳教育を推進する。

イ 生徒会等による主体的な取組への指導・支援

生徒会による「いじめ撲滅運動」の推進を指導・支援する。

ウ 学級担任による生徒への働きかけ

個人面談や保護者を交えた三者面談の機会を利用して、生徒の状況を把握する。

エ 心の教室相談員の活用

心の教室相談員を配置し、連携していじめ防止等に向けた教育相談の充実を図る。

オ 関連する機関との連携

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携・協力体制を構築し、問題解決を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア いじめ調査等

いじめを早期発見するため、いじめアンケート調査・聞き取り調査を実施する。

① 生徒対象いじめアンケート調査

② 懇談時の学級担任による生徒からの聞き取り調査

イ いじめに関する相談体制

いじめにあった生徒やその保護者が相談できる体制を整える。

① スクールカウンセラーによる全員面接を第1学年生徒に対して実施

② 区及び都・国、警察等への相談機関の定期的な紹介

③ 担任及び教職員への相談

ウ いじめの防止のための資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

(3) いじめへの早期対応

ア いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者

と連携を図りながら整える措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署と連携して対応する。

第3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(2) 重大事態の発生と調査

生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 関連機関と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

第4 その他留意点

「いじめ対策委員会」は、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたかを適性に自校で評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。